

## 令和4年第5回水巻町議会臨時会 会議録

令和4年第5回水巻町議会臨時会は、令和4年10月14日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	14番	水ノ江 晴敏
7番	山口秀信		

### 2. 欠席議員は次のとおり

13番	久保田 賢治
-----	--------

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年10月 臨時会  
(第5回)

本会議 会議録

令和4年10月14日

水 卷 町 議 会

# 令和4年第5回水巻町議会臨時会 会議録

令和4年10月14日

午前10時00分開会

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第5回水巻町議会臨時会を開会いたします。

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第1、会議録署名議員の指名について。今期臨時会の会議録署名議員に3番 津田議員、4番 大貝議員を指名いたします。

## 日程第2 会期について

議長（白石雄二）

日程第2、会期についてお諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決しました。

## 日程第3 議案第25号

議長（白石雄二）

日程第3、議案第25号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町長（美浦喜明）

議案第25号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について。

今回の補正予算は、長引くコロナ禍の影響に加え、昨今の原油価格や物価の高騰による負担増の影響を支援することを目的に、2つの事業を実施するための経費を計上するものです。

まず、住民税非課税世帯に対し、「緊急支援給付金」として5万円を給付するほか、厳しい経営環境に直面している町内事業者に対しましても、「値上げの秋」に事業継続の下支えを行うため、法人事業所に15万円、個人事業者に10万円の支援金を給付する経費を計上するなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7000万円を追加しまして、115億3500万円としております。

歳出予算につきましては、民生費において、住民税非課税世帯に対する支援である「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業に2億6000万円、商工費において、「原油価格及び物価高騰対策町内事業者支援金」事業に1億1000万円を、それぞれ計上しております。

歳入予算につきましては、国庫支出金3億6444万7000円、前年度繰越金555万3000円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

#### 5 番（岡田選子）

5番、岡田です。委員会審議に参加できませんので、本会議で質疑させていただきます。

今回、物価高騰対策ということで、先の議会から町長が申し出ておりましたように、事業者への支援をするということで、今回提案されたと思います。

その中身については、法人に15万円、個人に10万円ということで、条件等については、先日の議運での蔵元課長の説明では、令和2年度に執行したとおりだという程度の説明しか、今時点では受けておりません。この後の文厚委員会で細かい説明があるんだろうと思うんですけども、それがありません段階ですので、ちょっと質問をさせていただきます。

前回、令和2年度においてですね、町内の事業者持続化緊急支援事業で、申請件数が817件ありましたね。それで、交付決定数が756件となっています。ということは61件ですかね、未交付だったということになるわけですけども、これらの方についての、一番大きな未交付だった理由とですね――。

まあ、前は持続化ということだったんですけども、今回は物価高騰対策ということで、国からの支援金が下りてきていると思いますので、これらの未交付だった方々にね、今回はどのように救っていけるのか。その辺について説明を伺います。

#### 議 長（白石雄二）

はい、藤田課長。

#### 産業環境課（藤田恵二）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

今回の支援事業、今おっしゃっていただいたようにですね、令和2年度に実施いたしました町内事業者持続化緊急支援金の要件、申請書類等、同様のものとしてございます。

そのときと同じ考え方になるんですけども、今回の支援事業に当たって、基本的な考え方としてですね、主たる収入が事業収入であって、その収入により生計を立てている方への支援ということでさせていただいております。

今回の事業につきましても、その考え方に基つきまして、必要最小限の要件を設定させてい

ただいたというふうに思っております。

この要件でございますけれども、また後ほど、文厚産建委員会のほうで資料に基づいて御説明いたしますが、主な要件としましては、令和4年11月1日時点で開業しており、町内に事業所または店舗があり、引き続き事業を営む事業者であるということ。また、個人事業者の場合は、令和3年の事業収入が、総収入の6割以上あること。それから、市町村税の滞納がないこと。それから、税法上の控除対象扶養親族でないことなどが主な要件として挙げてございます。

御質問の、前回の不交付決定の60件の分になりますけれども、ここについてはですね、理由といたしましては、今申し上げた要件の中の収入要件が34件、それから扶養義務者の要件が15件、それから滞納されている方が7件、その他が6件ということになってございます。

今回の不交付の方への支援ということの御質問なんですけれども、今回の事業者支援ですね、様々な形での支援策が考えられると思っておりますけれども、現状では事業内容によってですね、例えば、運送業・配送業のように原油価格高騰の影響を受けている事業者もあれば、建築資材や建設資材の物価高騰のあおりを受けているとか、あと、食材料費の高騰に伴う影響を受けているというような飲食店とか、食品加工店など、様々な各事業者の影響がございまして。

近隣市町ではですね、運送事業者に絞って原油価格高騰の支援を行っている自治体もございましてけれども、本町としてはですね、今回の原油価格・物価高騰の影響については、その影響の大小はあれ、全ての事業者が何かしらの影響を受けているということ踏まえ、業種に関わらず、全ての事業者を対象に支援を行うことが必要ということで、全事業者ということにしております。

先ほど申しましたとおり、制度設計に当たってはですね、基本的にはやはり事業活動の中でも、主たる収入が事業収入であって、そこで生計を立てているという事業者について御支援をさせていただくということから、同じ内容の要件を付してですね、先ほども申しました、必要最小限の要件として、させていただいておりますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

よく言いたいことは分かりますが、やはり収入要件で前回は34件という方が受けられなかったということは、この方々が全員また受けられなくなるかどうかは、またその後の収入の上下によって違うんだらうと思っておりますが、前回は受けられなくて今回も受けられないということになりますと、水巻町からの支援は一切受けられなかったよ、という結論は残りますよね。結果が。その事業者にとってはね。

だから、特にこの物価高騰対策でやっているの。物価高騰は収入が多い人も少ない人も同じく、均等に負担はかかってきているわけだし。それで事業を一生懸命やっているわけだから。あまり、私前回の支援金のおきにも、条件はつけないでね、大変なときなんだから条件はなる

べくつけないほうがいいですよ、ということをおっしゃっていただいたと思うんですけども、今回も事業収入がね、全収入の内、6割以上の人じゃないと駄目とかね。市町村の滞納があると、あと扶養者も駄目と。こういう人たちが物価高騰の折、水巻で事業を一生懸命されているっていうことは、実態としてあるわけですから、その辺はもう少し柔軟にさせていただきたいということ、今回も私は強く――。

できたら条件はもう少し緩やかにしていただきたい。でないと、いつになっても、一生懸命水巻で事業しても、水巻の支援は1回も受けられないと。営業していることには変わらないんですけどね。受けられないってことになるんじゃないかと思うんですよ。

その辺について、検討の見直していうか、まあ政策会議でもう決まりましたっていうことなんでしょうけど。

やはり住民の皆さんの中で、やはりこれだけ、前は61件、今回もっとたくさんの方が応募するとなると、また条件に合わないっていうことで、多くの方がまた交付されないっていうことになると、せっかくの国からの支援がね、町民一人一人に行き届かない、困っている人に行き届かないっていう結果になりますんで。

その辺、町長はどうなんでしょうかね。

#### 議 長（白石雄二）

はい、町長。

#### 町 長（美浦喜明）

まず、国からであれ、町であれ、県であれ、公金だということが前提の上で、やはり一つの線を引かないと。それじゃあ申告をしない人、あるいは扶養に入っている人等々ですね、何も規制をかけなければ、いかなもんかな、どういう結果になるんかな、というのも懸念いたします。

それともう一つは、前回と今回が大きく違うということも、あまりぶれるということも、一つの考え方としてはよくないんじゃないかなと。前回と同様で、救済措置があるような内容があれば別ですけど。前回の見直しをしてもですね、やはり最低限これくらいしないといけないんじゃないかなと。

やっぱりある程度の、公金ですから、「困ってる、困ってる」ということの中で、何もですね、こちらが「ああもう、いいですよ、いいですよ」ということにはですね。

岡田議員の言うように、まあ一部の方を指して言われているとは思いますが。

基本的には水巻を支えていただいている商工業の皆様で、赤字であれ何であれ、申告をしていただいているとか、ある程度うちのほうもですね、やっぱりまだ、逆にほかの町民の方からいろいろ聞かれたときに、きちっとですね、町の方針を言えるようにしとかないと。

やはり正しく公金が使われていないと、そのことによって不正が行われたりすれば、なおまた罪を作ることにもなりますので。

私としては、ある程度一定の、今、藤田課長が申したようにですね、一定の条件をつけて、前回とほぼ変わりませんが、よほど、「これはやっぱり救済しなくちゃいけないよな」という

ようなことがあればですね、それはまた考えなければ。そこに考える余地があると思うんですけど。

特に扶養に入っていてですね、そしてそこで恩恵を受けているんですから。そういう方にまた、今回それを取っ払って、「扶養を受けろ」と、個人でやられる方で、「いいじゃないか」となるとですね、やっぱりおかしくなってくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、執行部といたしましては、前回と同様の中で、万が一ですね、「これはどうしても救済措置をしなければいけない」となればですね、内容で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

先ほどの町長の答弁ですけど、私、「不正をしろ」とは言ってませんので。ちょっとそこは誤解されないようにしていただきたいと思います。

物価高騰は本当に大変で、先ほど町長が提案説明したようにね、本当に厳しい経営環境の中で、値上げの秋の中で、皆さん、ウクライナへのロシアの侵攻も収まらない中でですね、本当に厳しい大変な状況で、皆さん事業活動をしていると。それに対して、政治として何ができるかということで、今回こういう支援金をですね、国が支出すること、ちょっと遅い感もありますけれども、出したわけです。

だからそれを、やはり今、町内で事業を頑張っている方々にね、やっぱり広く支援をしていくっていう観点は一。

そこで、扶養しているんだからどうのとか、滞納があるからどうのとかじゃなくて、やっぱりその中で踏ん張って一。それは実態を見れば分かるわけでしょ。まあいちいち手間暇がかかるからチェックできないのかどうか知りませんが。事務がですね。

でも、その方がきちんと事業をされているかどうかは、水巻町で分かるわけですから。

やはり申請されてね、正当に申請された方々が支援を、「ああ受けれるんだ」と思って、まあ大きな法人にすれば15万円とかいただいても、本当に焼け石に水状態かもしれないですけど、やっぱりありがたいと思って、皆さん支援の申請をされると思うんですよ。

だからそこがですね、する前からもうシャットアウトされてるとというのがね、私はどうなのかなっていう。

やっぱり国の、支援してあげたいというその思いを受けてね。不正をしろっていうんじゃないかって。正当に窓口は広くていいんじゃないかというふうに私は思っておりますので、ぜひまた文厚委員会のほうでしっかり審議していただきたいと思っております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。ないようですので質疑を終わります。

ただいま議案となっています、議案第 25 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

なお、本案は後ほど休憩を取り、関係の各常任委員会を開催し、審査の後、本会議を再開し、採決を行います。

暫時、休憩いたします。

午前 10 時 18 分 休憩

午前 11 時 18 分 再開

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。

お諮りいたします。先に付託しておりました議案第 25 号について、先ほど委員会審査が終了いたしました。この際、委員会の審査報告と議案第 25 号を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、委員会の審査報告と議案第 25 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### **追加日程第 4 各委員会の審査報告について**

**議 長（白石雄二）**

追加日程第 4、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

**総務財政委員長（住吉浩徳）**

本日の総務財政委員会において、付託された議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第 25 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**議 長（白石雄二）**

文厚産建委員長。はい、津田議員。

**文厚産建委員長（津田敏文）**

本日の文厚産建委員会において、付託された議案について慎重に審査しました結果、次のよ

うに決しましたので、御報告いたします。

議案第 25 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**議 長（白石雄二）**

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

### **追加日程第 5 議案第 25 号**

**議 長（白石雄二）**

追加日程第 5、議案第 25 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員会の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

議案第 25 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、日本共産党を代表いたしまして、賛成討論を行います。

本会議と文厚委員会等で、今回のコロナウイルスの地方創生臨時交付金の使い道としての原油価格及び物価高騰対策町内事業者支援金について、その中身についての審議をさせていただきました。

私どもといたしましては、なるべく要件は緩く、幅広い方々にこの物価高騰の中で事業を頑張っている方々にですね、広く支援をしていきたいという思いがございます。

それで、なかなか現実問題としては、決定されて変更はできないのかもしれませんが、やはり境界線にいる方とかですね、実態をよく把握していただいて、不正ではなくですね、許容範囲でですね、ぜひ一人でも多くの方が救われるように要望いたしまして、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 25 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期臨時会の日程が全部終わりましたので、令和 4 年第 5 回水巻町議会臨時会を閉会いたします。

午前 11 時 24 分 閉会